

フラワー・ブロスTMS株式会社

女性活躍推進法に基づく一般行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022.11.1～2025.10.31 までの3年間
2. 目標 育児休業の取得率を男女とも80%以上とする。

《対策》

- 2022年11月 新しい育児休業（出生時育児休業）を含む各種制度の新しいマニュアルを作成
- 2022年12月 マニュアルを社員用HPに掲載し社員に周知する
- 2023年1月～ 対象者、管理職だけでなく、全社員対象に研修実施